



八戸圏域連携中枢都市圏
八戸都市圏スクラム8



～ 学生の 学生による 八戸圏域のためのまちづくり ～

学生まちづくり助成金制度

令和8年度 募集要項



八戸市
若者活躍応援課

募集期間：令和8年4月17日（金）～ 5月27日（水）当日必着

応募対象者：八戸圏域内の市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）内に所在する大学・

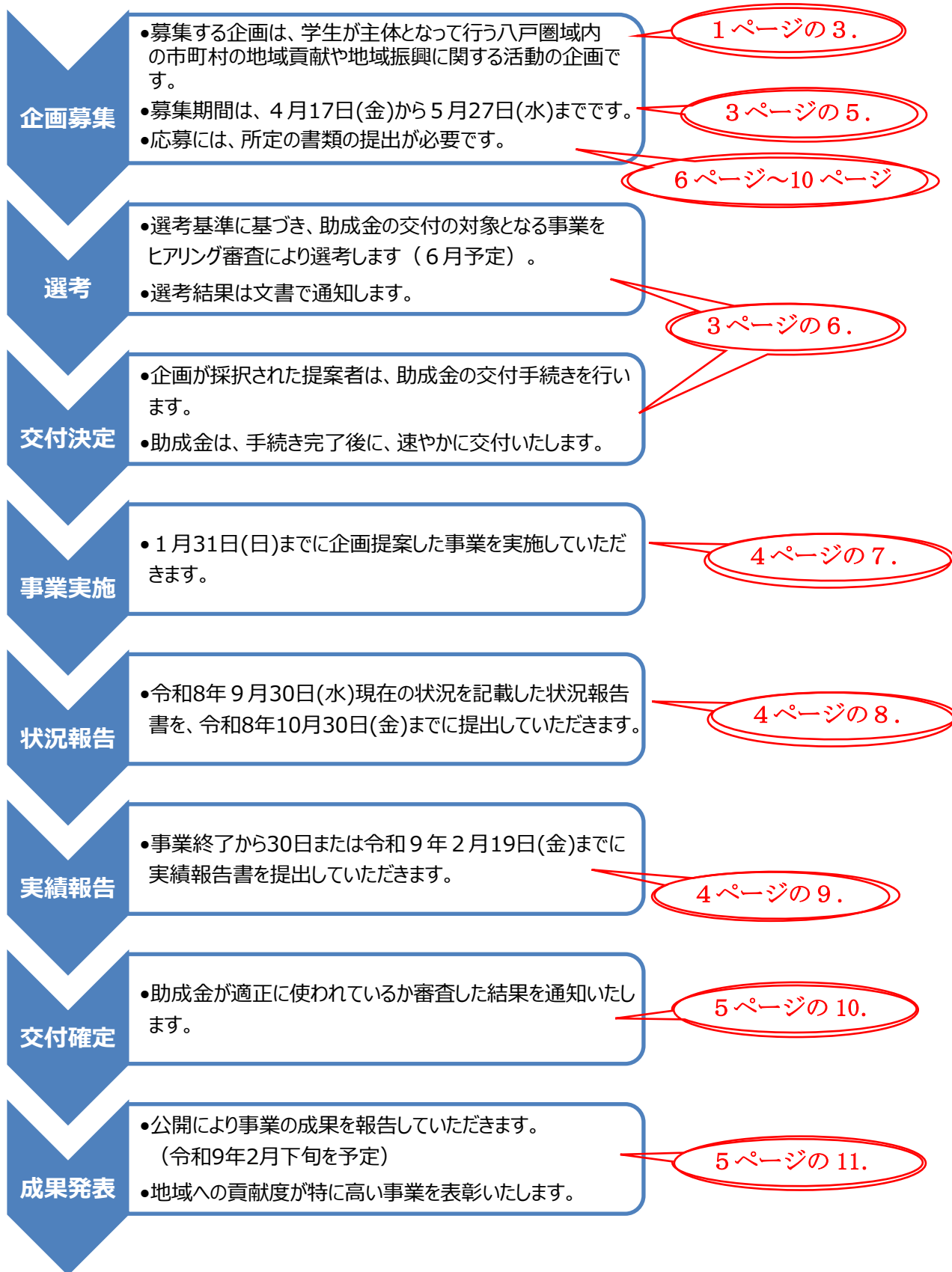
短大・高専・専門学校などに籍を置く学生または学生のグループ

対象事業：令和8年4月から令和9年1月までに学生が主体となって行う
八戸圏域内の市町村の地域振興や地域貢献に関する活動企画

助成金額：1企画最大24万円まで（圏域内複数市町村で実施の場合）

※1市町村のみで実施の場合は最大20万円まで

学生まちづくり助成金制度の流れ



1. 学生まちづくり助成金制度とは

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町は、学生が自主的に取り組む八戸圏域内の市町村のまちづくりに関する企画を助成金により、支援します。また、八戸圏域内の複数の市町村で活動する場合は、加算し、圏域内で活動する学生を応援します。

2. 応募の対象者

八戸圏域内の市町村内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などに籍を置く学生個人、またはその学生で構成するグループが応募の対象です。

3. 対象となる企画

学生が主体となって行う八戸圏域内の市町村の地域振興に関する活動や地域への貢献活動で、年内に実施・完結する事業または活動の企画が対象です。

ただし、複数の企画を応募することはできません。

■ 地域振興に関する活動

★まちづくりに関する調査研究、調査研究を活かした活動

★八戸圏域内企業との共同研究・開発

例) 地産地消に関する流通調査と食育普及活動、地域ブランド開発、
公共交通利用調査と温暖化防止活動、
住宅のエネルギー効率向上に関する研究と省エネ普及活動など

■ 地域への貢献活動

★八戸圏域内で活動する市民活動団体や地域コミュニティ活動団体との協働による活動

★学生自らが企画・運営するボランティア活動事業

例) NPOと連携して行う環境保全事業・子育て支援事業、
町内会との連携による地域資源マップ作成事業、
地域でのパソコン出前講座、小中学校の部活動などへのゲストティーチャー活動など

Memo
「協働」
とは

- (ア) 性格の異なる主体が（市民活動団体や企業などと学生が）
- (イ) 対等の立場で（要望・指示・下請けの関係ではない＜断ることができる関係＞）
- (ウ) お互いの長所を活かして（できることや得意なことを活かす＜相乗効果＞）
- (エ) 同じ目標に向かって協力し合うこと（目的共有、合意形成）



共に考え、共に決定し、共に行動すること

No.

Date

■各町村からの提案事業 ※事業内容の詳細は 12 ページをご覧ください。

○八戸圏域内の各町村が学生に取り組んで欲しいテーマ（地域資源や課題）に関する事業を募集します。
事業内容を検討する際にご参考ください。

町村名	テーマ
階上町	いちご煮のアレンジレシピやお土産品の開発
	公共交通の利用促進について
田子町	田子町の伝統芸能及び無形民俗文化財の保存と伝承

4. 助成金の金額と対象となる経費

助成金額	1 事業につき 20 万円以内 ※営利法人との協働研究・開発事業は 10 万円以内 ※八戸圏域内の複数の市町村で実施する事業については、24 万円以内
対象となる主な経費	対象となる事業を実施するために、 <u>直接必要と認められる経費</u> で、 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの期間の活動に要する経費 ※八戸圏域外で実施する活動に要する経費は、対象になりません。
賃金	臨時に必要なアルバイト等の人件費 ※提案する学生・メンバーの人件費は対象となりません。
謝礼	外部講師の謝礼
旅費	外部講師の交通費や宿泊費、活動のために必要な移動費 ※視察のための旅費は対象外です。 ※公共交通を利用する場合は、その実費分が対象です。 ※自家用車を利用する場合は、移動距離 1 km あたり 25 円で算出します。 (往復の場合は、マップ等で算出した距離×2 (往復分) を小数点以下切捨て) 計算例：片道 20.1km×2 (往復分) = 40.2km≒40km ×25 円 = 1,000 円
消耗品購入費	事業に必要な文房具や工作に必要な材料の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書などの印刷経費
通信運搬費	郵便などに必要な経費
保険料	事業実施のためにかける保険料
使用料賃借料	会場の使用料、機材などのレンタル料

助成金の対象経費として、
認められるかどうか
わからないときは、ご相談ください。

※対象外経費の詳細は P28 ページ「令和 8 年度学生まちづくり助成金交付要領」第 4 条をご覧ください。

5. 企画の応募

■募集期間：令和8年4月17日（金）から5月27日（水）まで ※当日必着

- 提出書類：①交付申請書（別記第1号様式）
 ②事業計画書（別記第2号様式）
 ③事業収支予算書（別記第3号様式）
 ④申請団体（申請者）概要書（別記第4号様式）
 ⑤その他、事業の参考となる資料や

6ページ～10ページ

八戸市長が必要と認める書類

■提出・問合せ先

八戸市 総合政策部

若者活躍応援課（本館4階）

所在地 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2319

E-mail waka@city.hachinohe.aomori.jp

提出書類の様式（word形式）は市ホームページからダウンロードできます。記入方法など各種事前相談をご活用ください！



6. 企画の選考と助成金の交付決定

- ・助成金の交付については、選考基準に基づき、**ヒアリング審査**によって選考します。
- ・選考結果は文書で通知します。
- ・採択となった場合には、助成金の交付手続きを進めるために、別途、必要な書類を提出してもらいます。
- ・助成金は、交付手続きが整い次第速やかに、銀行振込みにより概算払で交付します。

Memo

概算払とは、予算書の見積り額によって支払い、事業実施後に本来払うべき金額を確定する支出方法のこと。

■選考基準

- ①貢献性：八戸圏域内の市町村の課題解決、活性化、住民生活の向上が期待できるか
- ②実現性：実現可能な計画になっているか
- ③専門性：学生生活を通じて得た知識や経験が活かされているか
- ④独創性：斬新なアイデアやユニークな発想が盛り込まれているか
- ⑤発展性：事業自体の継続や他への波及効果が見込めるか

審査を通過するためには、選考基準を踏まえた内容で、選考員に伝わるように書こう！

■選考方法

- 1) 選考員が、各項目10点満点で採点し、各項目の平均点を算出する。
- 2) ①貢献性と②実現性の平均点がそれぞれ概ね8点以上の事業について、①～⑤の平均点合計で順位を付ける。
- 3) 獲得点数の高い順に、予算の範囲内で選定する。

貢献性と実現性は8点以上が必須！平均点の合計点が高いほうが有利！！

※ヒアリング審査を実施します。日時は後日お知らせいたします（6月下旬予定）。

7. 事業の実施

・助成金が交付された事業は、1月31日までに実施、完了していただきます。

■事業実施の注意点

- ・助成金は、申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- ・八戸圏域外で実施する活動に要する経費は対象になりません。
- ・助成金の交付が決定した後に事業内容を変更するときは、手続きが必要ですので、速やかに若者活躍応援課まで連絡してください。
- ・適正な予算の執行に努めてください。
- ・活動の記録を残してください。
- ・事業の実施状況について、状況により視察や聞き取りにより確認させていただきます。
- ・虚偽の申請があった場合には、助成金の交付を取り消す場合があります。
- ・助成金の活用事業であることを、チラシ等の配布物・成果物などに明記してください。

・お金の支払いは速やかに！
・領収書がない経費は原則として認められません！
・領収書などの支払いを証明する書類は大事に保管！

次のことを忘れずに！
・写真を撮る。
・作成した印刷物を保管する。
・新聞に載ったら、記事を保管する。

8. 事業の状況報告

■報告時期：令和8年9月30日現在の状況を記載した状況報告書を、令和8年10月30日(金)までに提出してください。

※ただし、期日までに事業の報告書類（9.の提出書類）により報告がされた場合は、提出不要

- 提出書類：①状況報告書（別記第7号様式）
- ②事業記録報告書（別記第8号様式）
- ③事業収支決算書（別記第9号様式）
- ④その他、事業の様子がわかる資料、八戸市長が必要と認める書類

助成金交付対象者に様式を配付します。

■提出先：八戸市 総合政策部 若者活躍応援課

9. 事業の報告

■報告時期：事業が終了してから30日、または、令和9年2月19日(金)のいずれか早い日

- 提出書類：①実績報告書（別記第10号様式）
- ②事業記録報告書（別記第8号様式）
- ③事業収支決算書（別記第9号様式）
- ④その他、事業の様子がわかる資料、八戸市長が必要と認める書類

助成金交付対象者に様式を配付します。

■提出先：八戸市 総合政策部 若者活躍応援課

10. 交付確定

- ・事業の報告書類（9.の提出書類）をもとに、事業が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、助成金の額を確定します。
- ・適正に行われていないと判断される場合は、交付決定の取り消しや助成金の返還を求めることがあります。
- ・確定審査の結果は、文書で通知します。

■助成金の確定方法

- ①対象経費合計額が交付決定額を下回るときは、対象経費合計額が交付確定額になります。なお、この場合の差額は返金していただきます。
- ②対象経費合計額が交付決定額を上回るときは、交付決定額が交付確定額になります。
- ③助成金以外にその他の収入があり、その他の収入額が対象外経費を上回る場合は、事業総額よりその他の収入額を差し引いた額を対象経費として扱い、上記の①、②により交付確定額を決定します。

11. 成果発表会と表彰

- ・事業の成果を、公開により発表いただきます。
 - ・実績報告の関係書類と公開による活動成果の発表内容をもとに、地域貢献に最も寄与していると認められた団体は市長賞が贈られます。
 - ・市長賞の受賞団体へは副賞を贈呈するほか、広報はちのへや、市SNSなどで活動紹介を行います。
 - ・過去の報告会の様子は市ホームページ及び市広報チャンネル（YouTube）でご覧いただけます。
- ※下のQRコードを読み取り、事業名をクリックすると各団体の発表の様子を動画でご覧いただけます。

開催日は
令和9年2月下旬の土曜日を予定！



← 昨年度の報告会の様子
（八戸市ホームページ）



記載例

別記 第1号様式（第5条関係）

学生まちづくり助成金 交付申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

申請者 学 校 名 ○○○○大学
 学 校 住 所 〒○○△-○○△
 八戸市○○△丁目□-□
 団 体 名 ○○○○大学△△研究会
 代表者氏名 ○○ ○○

押印不要

連絡先 氏名 ○○ ○○
 住 所 〒○○△-○○△
 八戸市○○△丁目□-□
 TEL 携帯電話があればそちらを記載
 FAX ○○-△△△△
 mail ○○○○@△△△△. jp

令和8年度学生まちづくり助成金交付要領第5条 R8.4.1 から R9.1.31 までの期間で記入。
 請します。 (準備期間や報告書作成期間も含む。)

1. 事業の名称	八戸圏域新ブランド商品の開発・研究
2. 事業実施期間	令和8年4月1日 から 令和9年1月31日 まで
3. 事業の実施区域	<input checked="" type="checkbox"/> 八戸市 <input type="checkbox"/> 三戸町 <input type="checkbox"/> 五戸町 <input type="checkbox"/> 田子町 <input type="checkbox"/> 南部町 <input checked="" type="checkbox"/> 階上町 <input type="checkbox"/> 新郷村 <input type="checkbox"/> おいらせ町 ※事業を実施する区域に✓してください（複数選択可）。
4. 総事業費 （助成金対象外経費を含む）	300,000 円
5. 助成金交付申請額	240,000 円
6. 添付書類	(1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 事業収支予算書（別記第3号様式） (3) 申請団体（申請者）概要書（別記第4号様式） (4) その他必要書類

学生まちづくり助成金 事業計画書

事業計画書の記入にあたっての注意事項

- 本書類によって審査・選考を行いますので、内容はできるだけ詳しく、わかりやすく、具体的に記載してください。
- 事業計画書に記載する事業は、令和9年1月31日までに実施する予定の事業としてください。
- その他、提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

団体名	〇〇〇〇大学△△研究会
事業の名称	八戸圏域新ブランド商品の開発・研究
事業の目的 現状の課題や問題点など、この事業に取り組もうとしたきっかけや理由を踏まえて、事業実施の目的を具体的に記入。	<p>○解決したい課題（現状）や背景は何ですか？</p> <p>○この事業に取り組むこととなったきっかけは何ですか？</p> <p>きっかけ、課題（現状）を踏まえ、事業を実施することで、どのような状態を目指すかを記入してください。</p>
事業の内容 どのような人のために、どのような内容・方法等で実施するかを具体的に記入。	<p>よりわかりやすく事業の内容を伝えるために、次のポイントを中心に記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> どのような人のために</p> <p><input type="checkbox"/> いつ</p> <p><input type="checkbox"/> どこで</p> <p><input type="checkbox"/> どんなことを</p> <p><input type="checkbox"/> どのように</p> <p>目的を達成するための内容、手法として矛盾がないか留意してください。</p>
事業実施により期待される効果 この事業を実施することによって、市民や地域に対してどのような効果が期待できるかを具体的に記入。	<p>実施する事業によって、目指す、または期待している効果を具体的に記入してください。</p>

事業のスケジュール	日程（時期）	実施内容・場所
準備作業から終了後の報告まで、できるだけ具体的に記入。	4月～7月	八戸圏域の水産物や農産物を使った商品に関するデータ収集 ※現在流通している商品、今後のニーズなど 場所：八戸市、階上町
	8月～9月	試作品の開発
	10月	試作品を紹介、アンケート調査を実施 アンケート調査の結果をもとに再度商品研究 場所：〇〇〇〇大学内
	11月下旬～ 12月上旬	商品紹介、アンケート調査を実施 場所：八戸市中心街公共施設等、階上町の会場
	12月中旬	研究結果をまとめる
協働事業者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（事業者名：特定非営利活動法人 □□□□ ） <input type="checkbox"/> 無し ※該当する項目に✓してください。	
事業に対する他の助成金の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（助成金名：青森県△△△△助成金 ） <input type="checkbox"/> 無し ※該当する項目に✓してください。	
その他PR 何かPRしたいことや、特筆すべき事項がありましたら、自由に記載してください。	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> 対象事業について、他の助成金制度に申請している場合は、その助成金制度の名称をご記入ください。 なお、八戸市の他の助成金と併用することはできません。 </div>	

事業収支予算書

区分		予算額	内訳
収入の部	学生まちづくり助成金	240,000円	
	他の助成金・補助金	50,000円	(名称・内訳) 青森県△△△△助成金 ※市以外の助成金・補助金
	寄附金・協賛金		※学校や企業等
	事業収入（参加料等）		※物品販売収入、参加料、謝礼
	自己資金・会費収入	10,000円	※部費、会費、繰越金
	その他		※上記以外の収入
	収入総額	300,000円	

区分		予算額	内訳	
支出の部	助成金対象経費	材料費	80,000円 食材	
		消耗品費	50,000円 コピー用紙、インク、紙皿、割り箸	
		印刷製本費	40,000円 資料作成、報告書印刷	
		会場借上料	50,000円 商品展示ブース出展料	
		交通費	40,000円 八戸圏域内移動	
		通信運搬費	30,000円 アンケート郵送	
		対象経費合計	290,000円	
	助成金対象外経費	飲食費	10,000円 打ち合わせ用お茶、お菓子代	
		対象外経費合計	10,000円	
		支出総額	300,000円	

収入の合計と支出の合計が同じ金額になります。

内訳は、具体的に記載してください。

申請団体（申請者）概要書

申請団体名（申請者氏名）		〇〇〇〇大学△△研究会
代表者	学校・学科・学年	〇〇〇〇大学■ ■学科▲年
	ふりがな氏名	〇〇 〇〇
指導教員	所属	〇〇〇〇大学■ ■学科
	ふりがな職・氏名	教授 ●● ●●
	連絡先	TEL : 〇〇-▲▲▲▲ E-mail : □□□□@△△△△.jp

	氏名	学校・学科・学年
1	〇〇 〇〇	〇〇〇〇大学■ ■学科▲年
2	□□ □□	〇〇〇〇大学■ ■学科▲年
3	●● ●●	〇〇〇〇大学■ ■学科▲年
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

代表者を含め、活動に取り組む人全員について記載してください。

学生まちづくり助成金制度 Q & A

Q 1 対象となるグループは、具体的にどのようなグループですか。

A 部活動、クラブ、サークル、愛好会、研究会、ボランティアグループ、ゼミが対象となります。その他の団体については、随時、判断いたしますので、ご相談ください。

※個人でも応募できます。

Q 2 4月1日に活動に着手し、審査が行われる前の5月頃に終了予定の取組を考えています。この場合、応募することは可能ですか。

A 対象期間中（令和8年4月1日～令和9年1月31日）に実施される事業・活動が対象となりますので、助成金交付前に完了する活動や着手している活動でも応募は可能です。

Q 3 過去にこの助成金を受けた活動を、内容を変えず継続して実施する場合でも、対象となりますか。

A 対象となります。選考基準のうち「発展性」の項目では、事業自体の継続や他への波及効果が見込まれるかに着目しています。

Q 4 同一事業に、八戸市の補助金を交付される場合は、対象となりますか。

A 八戸市の二重補助となるため、対象となりません。なお、他の助成金・補助金の申請を検討している場合は、事前にご相談ください。

Q 5 参加者に配布する飲み物代は、対象となりますか。

A 原則として、対象となりません。

Q 6 備品購入費は、対象となりますか。

A パソコンやプリンタ、カメラ、書棚等、備品に該当する物品は対象となりませんので、事前にご相談ください。ただし、原材料費は対象となりますので、部品を購入して備品に該当するものを組み立てることは可能です。購入している物品が備品に該当するかについて判断が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q 7 事業実施の会場として、空き店舗を使用したいのですが、賃借料は対象経費になりますか。

A 会場として使用する場合は対象となります。ただし、事務所としての利用であれば、原則として対象となりません。

Q 8 予算を検討する際、気をつけなければいけないことはありますか。

A 企画した活動に必要な経費について、具体的に考えましょう。

例えば、チラシやポスターを作成して情報発信する場合、チラシやポスターを作成するための「印刷製本費」や送料「通信運搬費」について、印刷部数や配布する範囲に応じた経費が必要になります。

予算で困ったときや悩んだときは、若者活躍応援課へ相談しましょう！

八戸圏域町村からの提案事業

～八戸圏域内の各町村が学生・高校生に取り組んで欲しいテーマ（地域資源や課題）～

【階上町】

テーマ	いちご煮のアレンジレシピやお土産品の開発
内容	・郷土料理である「いちご煮」のアレンジレシピやお土産品を考案し、圏域内外で PR を行う。 →若い世代が地域の食文化に触れることで、地域に対する愛着を育む機会となる。また、地元企業との協力による地域産業の発展や観光 PR にも繋がる可能性がある。
学生・高校生へ	地元企業や親世代といった自分とは異なる目線に立ちつつ、学生らしいアイデアを取り入れた取組を期待しています。

【田子町】

テーマ	田子町の伝統芸能及び無形民俗文化財の保存と伝承
内容	・田子町の伝統芸能及び無形民俗文化財の保存・伝承 ・田子神楽（県無形民俗文化財） ・田子の虫追い（県無形民俗文化財） ・ナニヤドヤラ →これまで、保存会の他、田子高校郷土芸能部の皆さんが保存・伝承してきましたが、田子高校が閉校となってからは、保存会の活動のみとなったため、圏域高校生や学生の皆さんにも興味をもってもらうことで、保存・伝承につながることを期待します。
田子町からのメッセージ	
学生・高校生へ	若い皆さんの目線で八戸圏域町村を取材・体験していただき、自由な発想で地域の魅力を発信できたらと思います。

これまでの助成金活用事業

令和7年度 ★八戸市長賞 ＊アドバイザー賞

No.	団体名	事業名称	事業概要
1 ★	KAIGOきらめき隊★けっぱしんジャー (八戸学院大学短期大学部)	KAIGOきらめき隊★けっぱしんジャー 「認知症応援ミッション開始!!」 一緒に笑って、動いて、認知症のことを学んでみませんか	認知症になっても地域で安心して暮らせる社会を目指し、寸劇やクイズ、認知症予防体操を考案し、認知症に関する講座を実施する。
2	八戸学院大学 楊ゼミ	「衣・食・遊」でつながる未来—若年層主体の異文化交流と住みやすいまちづくり—	多様な背景を持つ人が共に暮らしやすいまちづくりを目指し、異文化交流ワークショップを実施した。
3	シン・乳製品プロジェクト(八戸学院大学)	乳製品を活用した6次産業化製品の開発	酪農家の地位向上を目的に、生乳の6次産業化製品を開発し、地域酪農の観光振興への活用を図った。
4	はちがくフワロスプロジェクト (八戸学院大学)	花とウェルビーイングでつなぐ地域の未来「学生によるフワロス—シャルビジネスの検証と実践」	フワロスに着目し、廃棄予定の花を活用したイベントやカフェを企画・運営、花に親しむ機会を創出した。
5	ろぼっと娘(プログラミング教育ボランティア愛好会) (八戸工業高等専門学校)	ろぼっと娘と遊ぼう!学ぼう!プロジェクト —小中学校プログラミング必修化に伴う教材制作と授業研究—	小中学校のプログラミング教育必修化に伴い、その抵抗感を減らすため、オリジナル教材・授業プランを考案し出前授業を行った。
6 ＊	RPG Collective (八戸工業大学)	廃校を活用したアートプロジェクトの実践	アートを通じた地域課題解決と発見を目指し、新郷村の廃校を活用し、展覧会やトークイベント等を開催した。
7 ＊	専門学校アレック情報ビジネス学院学生会	地域貢献隊ALEC	中心街を訪れる方の満足度向上と住民の愛着心を高めることを目的に清掃活動や糞清掃を行った。
8 ＊	八戸工業大学 黒坂ゼミ	八戸圏域の消防団屯所の調査研究～「キリストの墓巡礼路」整備に向けて～	八戸圏域の消防団屯所を調査し、観光スポットとして利活用するための基礎資料を作成した。
9	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 渡邊ゼミ	Hachildren～つくって、あそんで、つながる、はちのハートじかん～	子供の発達や興味に合わせた造形遊具を活用したワークショップを開催した。

R7年度学生 & 高校生まちづくりコンペティション



令和6年度 ★八戸市長賞 ＊特別賞

No.	団体名	事業名称	事業概要
1	専門学校アレック情報 ビジネス学院学生会	地域貢献隊ALEC	中心街を訪れる方の満足度向上・居住者の愛着を深めることを目的に、中心街の清掃活動を行った。
2	ろぼっと娘(プログラミング 教育ボランティア愛好会) (八戸工業高等専門学校)	ろぼっと娘と遊ぼう!学ぼう! プロジェクト ー小中学校プログラミング必修 化に伴う教材制作と授業研究ー	小中学校のプログラミング教育必修化に伴い、プログラミング思考に対する抵抗を減らすため、生徒がオリジナル教材・授業プランを考案し圏域内の小中学校で出前授業を行った。
3 ★	Z4ボードゲーム愛好会 (八戸工業高等専門学校)	八戸×ボードゲームで八戸を知ろう!楽しもう!	市民や観光客に八戸の魅力を再発見してもらうため、八戸を題材としたボードゲームを作り体験会を行った。
4	八戸工業大学 黒坂研究室	「キリストの墓巡礼路」整備の 提案	新郷村キリストの墓周辺地域の環境整備を含めた、地域課題の解決を図るような巡礼路を考案し、パンフレットを作成した。
5 ＊	はちがくフラワーロスプロジ ェクト (八戸学院大学)	八戸圏域内におけるフラワーロ スの削減と有効活用に関する調 査・研究	フラワーロスに着目し、廃棄されてしまう花の活用方法を検討、バスボム作りの体験会を行うなど、フラワーロスに関心を持つきっかけづくりを行った。
6	八戸学院大学短期大学部 ス マイルヒーローズ	体操とレクリエーションを活用 した健康教室 「みんなであんべ!体操教室」	学生が考案したオリジナル体操教室で世代間交流を図りながら楽しく体を動かし、意欲的に運動習慣を身に付けるきっかけづくりに取り組んだ。
7	八戸学院大学 大木ゼミ	五戸町における地域との協働に よる福祉ニーズ調査と福祉活動	住民同士が主体的に繋がるコミュニ ティ形成に寄与するため、地域課題を調査し、その課題の解決につながるイベントを開催した。

R6年度学生&高校生まちづくりコンペティション



令和5年度 ★八戸市長賞 ＊特別賞

No.	団体名	事業名称	事業概要
1	八戸学院大学短期大学部 スマイルヒーローズ	運動と社会的交流を活用した健康づくり 「みんなであんべ！わいわい教室」	学生が考案したオリジナル体操教室で世代間交流を図りながら楽しく体を動かす、意欲的に運動習慣を身に付けるきっかけづくりに取り組んだ。
2 ★	ろぼっと娘(プログラミング教育ボランティア愛好会) (八戸工業高等専門学校)	ろぼっと娘と遊ぼう！学ぼう！プロジェクト ー小中学校プログラミング必修化に伴う教材制作と授業研究ー	小中学校のプログラミング教育必修化に伴い、プログラミング思考に対する抵抗を減らすため、生徒がオリジナル教材・授業プランを考案し圏域内の小中学校で出前授業を行った。
3 ＊	専門学校アレック情報ビジネス学院学生会	地域貢献隊ALEC	中心街に立地し地元へ根差した学校として、中心街を訪れる方の満足度向上・居住者の愛着を深めることを目的に、中心街の清掃活動を行った。
4 ＊	八戸工業大学 宇野研究室	「明後日に行ってみたくなる」 八戸圏域PR動画の制作	圏域に住む若者の地元への興味・関心を促すことを目的として、若者が実際に地域を歩いて巡るロードムービー型の八戸圏域PR動画を作成し、SNS等で発信した。
5	八戸学院大学 加来ゼミ	野菜クレヨンを作って“もったいない”をなくそう！！	廃棄野菜を使ったクレヨン作り体験を開催し、食品ロスの削減・環境問題に対する啓蒙活動を図り、“もったいない”への意識醸成を目指す取組を行った。
6	八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 鈴木ゼミ	はちのへ版「こどもかいぎ」で保育の魅力発信！	子どもの権利を尊重する質の高い保育の1つである、対話型保育活動を取り上げた映画「こどもかいぎ」の上映会とトークイベントを開催し、子どもと関わる楽しさや保育の職業に対する魅力発信に取り組んだ。

R5年度学生 & 高校生まちづくりコンペティション



令和8年度 学生まちづくり助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学生が自主的に取り組む地域振興又は地域貢献に関する事業又は活動（以下「事業」という。）に要する経費について、令和8年度の予算の範囲内で学生まちづくり助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村又はおいらせ町の区域内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校その他学校教育に類する教育を行う学校等（以下「大学等」という。）に籍を置く学生（以下「学生」という。）又は大学等の学生で構成されている団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 事業の実施に際し、担当教員の指導を受けられること。
- (3) 法人の場合、法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない学生又は団体であること。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は不特定多数の者の利益の増進を目的として、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに行われるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町の区域（以下「八戸圏域」という。）外で実施する事業
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (4) 政治活動若しくは宗教活動又はこれらに関する事業
- (5) 営利のみを目的とする事業
- (6) 公共の利益に反する行為を行う個人又は法人との協働による事業
- (7) その他助成金の交付対象として適当でないと認められる事業

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼及び交通費に要する費用のほか、当該助成対象事業の実施に必要なと認められる費用とする。ただし、次に掲げるものは、助成対象経費としない。

- (1) 助成対象事業を実施する学生及び団体の労務費
- (2) 飲食費
- (3) 視察旅費
- (4) 備品購入費
- (5) その他助成金の交付の対象として適当でないと認められる経費

- 2 助成金の額は、助成対象経費の額に相当する額とし、1件20万円を限度とする。ただし、営利法人との協働による研究及び開発に関する助成対象事業においては、10万円を限度とする。
- 3 八戸圏域内の複数の市町村で実施する場合の助成金の額は、前項の規定にかかわらず、1件24万円を限度とする。
- 4 助成金以外にその他の収入があり、その他の収入の額が助成の対象外である経費の額を上回る場合は、助成対象事業に要する経費の総額からその他の収入の額を控除した額を対象経費として扱うものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第3条の市長が定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 申請団体（申請者）概要書（別記第4号様式）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 助成金の交付を受けようとするものは、別に定める期日までに前2項の規定により市長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

- 第6条 市長は、申請のあった事業のうちから助成金を交付する事業を決定するに当たっては、市の関係課長で構成される学生まちづくり助成金選考会（以下「選考会」という。）に意見を求めるものとする。
- 2 選考会は、別に定める基準により助成金を交付すべき事業を選考し、市長に意見を述べるものとする。
 - 3 選考会は、前項の規定による審査をするため必要があると認めるときは、学生まちづくりアドバイザー（まちづくりに関する識見を有する者として市長が選考会への出席を求めた民間の有識者をいう。以下「アドバイザー」という。）に意見を求めることができる。
 - 4 市長は、第2項の意見を基に申請に係る内容を審査し、助成金を交付する事業を決定するものとする。

(交付決定)

第7条 規則第5条の規定による通知は、交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、当該申請者に文書により通知するものとする。

(取下期日)

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(交付方法)

第9条 助成金は、規則第4条の規定による交付の決定後、助成金の交付の決定を受けた助成対象事業の実施者（以下「助成金交付決定者」という。）からの請求に基づき、分割し、又は一括して概算払により交付する。ただし、既に当該事業が完了しているときは、確定払により交付することができる。

(変更等の承認)

第10条 助成金交付決定者は、規則第7条各号に掲げる場合にあつては、あらかじめ変更(中止)承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、同条第1号に掲げる場合であつて、助成対象経費の合計額の20パーセントを超えない額の範囲内における経費の配分を変更しようとするときは、この限りでない。

(状況報告)

第11条 規則第10条の状況報告書は、別記第7号様式のとおりとし、令和8年9月30日現在の状況を記載し、令和8年10月30日までに次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、当該期日前に規則第12条の規定による報告がされた場合は、その提出を要しないものとする。

2 状況報告書(別記第7号様式)に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業記録報告書(別記第8号様式)
- (2) 事業収支決算書(別記第9号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 規則第12条の実績報告書は、別記第10号様式のとおりとし、助成対象事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は令和9年2月19日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業記録報告書(別記第8号様式)
- (2) 事業収支決算書(別記第9号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(助成金の精算)

第14条 概算払により助成金の交付を受けたものが、規則第13条の規定による通知を受けたときは、速やかに助成金の精算をしなければならない。

(報告会の開催)

第15条 市長は、助成金交付決定者その他の関係者の出席を求めて公開により報告会を開催するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により開催できない場合については、この限りでない。

2 市長は、助成金交付決定者のうち、地域への貢献度が特に高いと認められるものを選考し、前項の報告会において表彰するものとする。

※貢献度とは、八戸圏域内の市町村の課題解決、活性化、八戸圏域内の住民生活の向上へ寄与しているかを基準とする。

3 市長は、前項の規定による選考をするときは、アドバイザーに意見を求めることができる。

(成果及び権利の使用許諾)

第16条 助成金の交付の対象となった事業の実施により得られた成果及び著作権、特許権等の権利を保有するものは、当該成果及び権利に関し、市長が地域振興又は地域貢献のために特に必要があると認め、その使用を求めるときは、無償で使用することを許諾するものとする。

(公表)

第17条 市長は、助成金交付対象事業の内容、実施状況の概要等を、原則として公表するものとする。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。



若者活躍応援課 ができました!



若者活躍応援課
本館 4階

☎ 0178-43-2319

✉ waka@city.hachinohe.aomori.jp

若者の声と挑戦を市政に活かし全力で応援します!



八戸市 総合政策部 若者活躍応援課
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
Tel : 0178-43-2319
E-mail : waka@city.hachinohe.aomori.jp